

# マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン

平成23年11月15日(告示第2267号)一部改正

動生剤基準のマイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチンの3.3.3、3.3.6及び3.3.8、又は3.3.3、3.3.7及び3.3.8に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。